



## 幼稚園教育要領の改善の方向性について 座談会



### 座談会メンバー

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会幼稚園教育専門部会

主査 無藤 隆 (白梅学園大学教授)

主査代理 柴崎 正行 (大妻女子大学教授)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

課長 田河 慶太



【田河】 本日は、お忙しいところ、座談会のためにお時間を割いていただき、ありがとうございます。

11月7日、中央教育審議会教育課程部会においても、「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」(以下「審議のまとめ」という。)がとりまとめられ、非常にホットな時期に、中央教育審議会教育課程部会幼稚園教育専門部会の主査である無藤先生、同主査代理である柴崎先生から、お話をうかがえることは意義深いことだと思います。

「審議のまとめ」には、70ページから幼稚園教育に関する記述がありますが、これを読んだだけではわかりにくいのではないかと思います。

ます。ここでは、幼稚園教育専門部会での議論をご紹介いただきながら、「審議のまとめ」の背景や具体的に想定される事例などをお話いただきたいと思います。

中央教育審議会では、平成17年1月28日に「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」を答申しました。幼稚園教育専門部会でもこの答申を踏まえた議論がなされたようですが、どうだったのでしょうか。

【無藤】 中央教育審議会から幼児教育について答申がされるということは、かなり画期的なことです。この答申を踏まえ、幼稚園教育専門部会でも議論してきました。特に、幼稚園側だけとか小学校側だけで、一方的に幼児をとらえるのではなく、幼児の「発達や学び」の観点から、幼稚園等に入る前の家庭や地域社会での生活を通じた発達から、幼稚園等での教育を通じた学び、小学校以上への学習へと「発達や学びの連続性」を確保していく考えを明確にしたことは有益だったと思います。それとともに、幼児の「日々の生活」の観点から、幼稚園等での生活と家庭や地域社会での「生活の連続性」を確保していく考えも明確にしています。

また、今回、改正された教育基本法と学校教育法でも、「連続性」の趣旨が生かされていると思いますし、幼児期の教育の重要性がしっかりと位置づけられました。例えば、教育基本法では「幼児期の教育」が新設されましたし、学校教育法では、幼稚園が学校教育の最初に位置づけられたり、義務教育及びその後の教育の基盤であることが明確化されています。幼稚園教育専門部会では、これらの流れとともに、現在の幼児の姿、幼稚園に対する保護者や地域住民の期待なども踏まえて議論してきました。おそらく、議論している委員の方々に共通していたのは、幼児の健やかな成長を促すため幼稚園が果たすべき役割は何かという、幼児への熱い思いではないでしょうか。



【田河】 平成17年の幼児教育に関する中央教育審議会答申では、近年の子どもの育ちの変化にどう対応していくのかということが論点としてあがっていました。また、このことは、教育基本法や学校教育法の改

正の背景にもあると感じます。

柴崎先生は、子どもの変化、あるいは幼稚園の現場の変化についてはどのようにお考えでしょうか。

【柴崎】 まず、子どもたちの変化についてですが、例えば、生活習慣の面では、以前は幼稚園に入ってくる3歳児は大体おむつがとれていましたが、今はおむつがとれないまま幼稚園に入ってくる子が多くなっています。また、3歳から4歳ぐらいで友達関係がうまく成立していることが多かったのですが、今はなかなかうまくいかない子もいるようです。

次に、言葉については、以前であれば、年長児になれば、先生の話も聞けるようになっていましたが、今はなかなか落ち着いて先生の話が聞けない子どももいるようです。このような変化を幼稚園現場でも、感じていると思いますが、このようなことが、小学校にうまく適応できない要因の一つとして考えられているのではないのでしょうか。子どもたちの変化をしっかり受け止めて、幼児期では何を大事にすべきかということを実際にとらえなければいけない時代だという気がします。

また、平成10年改訂の幼稚園教育要領には、幼稚園が地域の幼児教育のセンターとして子育ての支援の役割を果たすよう努めることが大事であるとされました。それを受けて、幼稚園現場では、試行錯誤しつつ、その役割を果たすため様々なことに取り組んでいますが、幼稚園に対する地域の期待は大きく、今、幼稚園が行う子育ての支援とは何か、何が大事なのか、どういう意味を持つのかということが問われていると思います。



【田河】 先程、無藤先生から、幼児期の教育の重要性の明確化という観点から、平成17年の幼児教育に関する中央教育審議会の答申、教育基本法及び学校教育法の改正、そして幼稚園教育要領の改訂につながっているとのことをご意見をいただきました。学校教育法の改正などを受け、幼稚園教育専門部会ではどのような議論がなされたのでしょうか。

【無藤】 学校教育法の改正では、幼稚園の位置づけが明確になり、幼稚園

は小学校教育以降の教育の基礎であり、義務教育等につながるということがはっきり出されました。このことを受け、幼稚園教育要領をどのように改善するのかということになります。

また、学校教育法の改正に当たっては、幼児期の特性に応じた教育をするというポイントは変わっていません。ですから、幼児教育らしさや幼稚園らしさは今後も維持することになります。学校教育法の改正部分のみを見ると、幼稚園教育は今後どうなるのか、特に、幼稚園で小学校教育の前倒しが実施されるのではないかと心配される方もいらっしゃるかもしれません。しかし、改正後の学校教育法を見ると、例えば、幼児の健やかな成長のために「適切な環境を与えて、その心身の発達を助長する」という箇所は改正されていませんし、従来からの幼稚園教育の理念をしっかりと維持しています。

次に、学校教育法第23条の目標の改正ですが、これは、教育基本法の改正やこれまで現場で行われてきた幼稚園教育の成果も生かしながら、幼児を取り巻く環境の変化や幼児教育の進展を反映した改正がされています。この改正により、幼稚園教育の重要性、特に幼稚園はどのような目的の教育施設なのかということが一層明確になったのではないのでしょうか。幼稚園教育要領は、学校教育法の目的・目標を実現するための具体的な方法であると考えられます。ですから、幼稚園教育専門部会では、改正された学校教育法の理念を、幼稚園教育要領で具体的にどう実現するのかという視点からも議論されました。一方、従来からの幼稚園教育の理念は、幼児期の特性を踏まえたすばらしいものであり、幼児の健やかな成長のために維持していくことが適切であるということが、委員の総意でした。



【田河】 先ほど無藤先生から、幼稚園教育の理念は今回の改訂の議論でもしっかりと維持されているとのお話がありましたが、幼稚園教育は、見えない教育と言われたりすることもあると聞いています。保護者や地域の方が幼稚園を見ると、教師も一緒になって子ども達と遊んでいるので、幼稚園では子ども達を遊ばせているだけではないかとの誤解を受けることもあります。しかし、教師は子ども達と単に遊んでいるわ

けではありません。遊びこそが、幼児期の特性を踏まえた重要な教育だと理解しています。

幼稚園教育では幼児の主体性の育成を大切にしています。そのため、教師主導の指示や命令による一方的なかかわりではなく、幼児が自ら活動できるように教師が援助するという教育方法をとっています。周りから見ると、教師は子どもと一緒に遊んでいるだけに見えるかもしれませんが、教師は幼児一人一人が発達に必要な体験が得られるように配慮しながら、幼児が安心して周りの友達とかかわることが

でき、人とかかわる力が育つようにしています。その他、幼児が、偏りなく多様な活動ができるように、事前に遊具を準備したり、幼児がいろいろなことに興味や関心がもてるように、幼児に声をかけたりもしています。こうした教師の

力に支えられながら、幼児は、主体性を発揮できるようになるとともに、調和のとれた発達をしていきます。

また、幼児期に思いきり遊ぶことで、その後の学びが豊かになるといわれており、幼稚園では、遊びを通した教育を行っています。幼稚園の「遊び」と小学校の「国語」や「算数」などは、一見何のつながりもないように見えるかもしれませんが、しかし、子どもは、幼稚園で様々な遊びを通して、言葉が豊かになったり、自然の美しさや不思議さに気付いたりすることで、義務教育及びその後の教育の基盤をつくっていると思います。そうしたことは教育関係者だけでなく、広く国民の方にも理解していただきたいと思います。





## 発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実 ～ 幼小の円滑な接続～



【田河】 「審議のまとめ」の具体的な内容にうつりたいと思います。

発達や学びの連続性という点からは、幼稚園と小学校の円滑な接続が論点になります。そのことに関連する事項として、「幼稚園教育は、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的として、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものである。この幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活により、義務教育及びその後の教育の基礎が培われることを明確にする。」についてはどのようにお考えでしょうか。

【無藤】 これは、学校教育法第22条の目的の改正、つまり、「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであること」が明確にされたことを受けたものですが、これは、幼稚園において小学校教育の前倒しということではありません。先程も申しましたが、従来からの幼稚園教育の理念は維持されます。ここでは、幼児期の特性を踏まえた幼稚園教育をしっかりと行うことにより、義務教育及びその後の教育の基礎が培われることを明確に示しました。



【田河】 学校教育法第22条の目的の改正は、小学校教育の先取りをするものではなく、幼稚園教育の充実がその後の教育にしっかりとつながるとのお話でした。

また、学校教育法について、改正箇所だけを見ると心配になってしまう方もいらっしゃるかもしれませんが、改正されていない箇所も含めて、全体をご覧いただくと、そのような心配はなくなるのではないのでしょうか。例えば、幼稚園教育の目的の規定は、小学校や中学校の目的の規定とは異なります。「幼児を保育し」「幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて」、「心身の発達を助長する」、「環境を通じた教育」など、幼児期の特性や幼稚園教育の独自性を踏まえた

ものとなっています。

「小学校での学習や生活への適応の課題を含め、小学校教育との円滑な接続を図り、幼稚園における教育の成果が小学校につながっていくことが大切であることから、教師が意見交換などを通じて幼児と児童の実態や指導の在り方について相互理解を深めたり、幼児と児童が交流するなど、小学校との連携や交流を図る。」についてはどのようにお考えでしょうか。

【柴崎】 幼児期の特性に応じた教育と小学校教育の内容との連続性はなかなか難しい点もあります。しかし、幼児期では、日々の生活の中で、さまざまな体験を積み重ね、それが小学校以降、徐々に言葉によって概念化され、共有化されていくという発達的な連続性があります。発達の連続性を考える際に大切なことは、幼稚園と小学校の教員が、互いの教育内容や指導方法の違いや連続性を相互によく理解し合うことです。今回はそのことがはっきりとうちだされたという気がします。幼稚園の先生は、幼稚園生活とのつながりという視点から、小学校で授業や学校生活を通してどのように学んでいくのか知ること、小学校の先生は、子どもたちが幼児期をどのように過ごしているのか知ることが大切です。そのことにより、例えば、小学校では、幼児期の経験を考慮した授業を展開したり、子ども達はこういう体験があるから授業でこういうふうに学んでいけるといように、子ども達の学びに見通しを持つことができるようになったりします。教員の相互理解により、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続が図られ、発達と学びの連続性が確保されるのだと思います。

また、幼児と児童の交流も大切です。幼児と児童が交流することにより、幼児は小学校のお兄さんやお姉さんに憧れ、児童は自分の幼稚園時代を思い出しながら、年下の幼児と接することで、思いやりの心が育まれていくのです。こうした点は、指導計画の中に盛り込んでいく必要があると考えています。



【田河】 「集団生活の中で自発性や主体性等を育てるとともに、人間関係の深まりに沿って、幼児同士が共通の目的を生み出し、協力し、工夫し

て実現していくという協同する経験を重ねる。」についてはどのようにお考えでしょうか。

【無藤】 この項目は、平成17年1月の中央教育審議会の答申で、幼稚園教育と小学校教育の接続の観点から、「協同的な学び」が大事であると述べられたことを受けていると思います。

今回、特に意識している点があります。それは「集団生活の中で自発性や主体性等を育てるとともに、人間関係の深まりに沿って、幼児同士が共通の目的を生み出す」というところです。例えば、小学校では算数の時間なら先生が算数しましょうとなりますが、幼稚園では子どもたちが自ら何をしたいかを見つけていくことを大事にしています。そこから子ども同士がかかわり合って、みんなでやってみたいことに発展していくという流れです。つまり、幼児の自発性や主体性を大切にしながら、教師が一方向的に目的を与えるのではなく、幼児と一緒に活動する中で幼児自らが目的をみいだすということです。また、「審議のまとめ」では、「育てる」「人間関係の深まりに沿って」「経験を重ねる」という言い方をしています。これは、いきなりこういうことが成り立つわけではなく、さまざまな経験を重ねる中で培われていくことを指しています。さまざまな幼稚園を見ていますと、このような活動が展開できるのは、おそらく年長ぐらいだと思います。しかし、年少の段階から、発達段階に応じた活動を少しずつ取り入れ、年長につながっていくとよいと思います。

先程の幼・小連携においても、こういうことは非常に大事になると思います。小学校の授業は学級単位ですが、そこはまさに、友達同士が協力しながら先生の指導のもとで学ぶ場なのです。幼稚園で協同する経験を重ねることが、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続につながっていくのだと思います。単に個別の算数とか国語という教科学習との接続という視点ではなく、もっと大きな視点からとらえています。「協同する経験を重ねること」については、私は、幼稚園教育の改善の中でも非常に大きな意味を持つ項目だと思っています。

この改善の内容は、幼児と一緒に遊び、その遊びの中で何かを目指して協力し、工夫しようということであり、人とのかかわりをより発展的に捉えたものとして、領域「人間関係」とかかわりが深いと思っ

ています。



【田河】 「集団生活を通して、幼児が人とかかわりを深め、規範意識の芽生えを培うことが大切である。このため、幼児と教師の信頼関係を基盤に、自分の思いを主張し合い、受け入れられたり、受け入れられなかったりする体験を重ねながら、友達と共に生活するためには、きまりが必要であることに気付くようにする。」についてはどのようにお考えでしょうか。こども幼稚園教育専門部会でいろいろ議論があったところだと思います。非常に大事なことを幼児期や幼稚園教育を踏まえ、丁寧に表現されている感じがしますが、どのようにお考えでしょうか。

【柴崎】 多分、幼稚園現場の先生方は、この「規範意識の芽生え」ということを、どう理解したらいいのか迷われるのではないのでしょうか。大人になって社会生活を営んでいく上では、当然、いろいろなきまりがあります。ですから、きまりは大人にとってはごく当たり前のもののように感じますが、初めて集団の生活を経験する幼児にとっては、必ずしもそうではありません。幼稚園という集団の生活を通じて、次第に規範意識の芽生えが育っていきます。

幼児が、きまりを守る背景には、友達と楽しく遊びを続けたいという思いがあります。そのことを踏まえた援助が必要です。その際、注意しなければならないのは、教師が幼児に対して、「このきまりを守りなさい。」と一方的にいうのではなく、幼児同士がお互いの思いを主張して自分たちで約束やルールを作り、それを守らないと友達に受け入れられない体験などを通して、幼児自らがきまりの必要性に気付くように、教師が援助することです。





## 発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実 ～子どもや社会の変化への対応～



【田河】 体験と言葉の重視などは、今回の中央教育審議会でもかなりテーマになりました。体験と言葉の重視など子どもや社会の変化に対応し、幼稚園教育をどのように充実していくのかについてお話いただきたいと思います。特に体験は、幼稚園教育を考える場合、キーワードとなるととても大切なものです。

「教師や他の幼児と共に様々な出来事に出会ったり、活動したりして、多様な体験を重ねる中で、幼児の調和のとれた発達を援助していくようにする。その際、幼児の心が動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、ひとつひとつの体験の関連性を図るようにする。」  
についてはどのようにお考えでしょうか。



【無藤】 今回、教育課程部会では体験と言葉の重視がいわれられており、幼・小・中・高全部について、これらの改善充実が図られています。幼稚園教育はもともと体験を重視しており、殊さらいう必要はないかもしれませんが、しかし、体験について、まったく今までと同じでいいの

かということ、やはり少し考えなくてはならないところはあるのではないかと思います。

キーワードとしては、体験の多様性と関連性です。体験の多様性とは、幼児が調和のとれた発達をしていくためには、偏りのない多様な体験が必要であるということです。これは、たくさんの行事を計画して、特別な体験ができるようにしたりすることではありません。また、数多くの体験を意味しているものでもありません。例えば、積み木遊びをしたり、園庭で自然に触れたり、思い切り体を動かして遊んだり、

絵本を読んだりなど、日々の幼稚園生活の中で多様な体験ができるようにしようということです。次に、体験の関連性です。これは、ある体験を通して幼児が心を揺り動かされることで、次の活動につながっていくということ、つまり体験と体験が相互に結びつき、つながっていくということです。今まで体験とか遊びとかを強調する中で、子どもたちは個々の体験を通じていろいろなことを学んでいくということは、随分理解が進んできたと思います。しかし、それが、次々とつながって発展していくとか、子どもにとって流れが生まれてくるということについては、少し弱かったという気がします。そういう意味では、ひとつひとつの体験を充実させた上で、その体験と次の体験、さらにその先という、さまざまな流れというものが生まれるように教師が援助しようということです。そうすると、それぞれの体験が幼児にとって意味のある体験となるのではないのでしょうか。そういう意味では、基本的な指導計画の非常に重要なポイントがだされていると思います。つまり、2年間、3年間の教育課程全体に指導計画をどうつなげていくかというときの大切な視点であり、具体的な指導計画をつくるときの配慮事項と深いかわりがあると思います。



【田河】 先程、教育課程部会では体験と言葉が重視されているとのお話がありました。次に「幼児が、心動かされる体験をして、その感動や思い、考えを言葉に表し、そのことが教師や友達などに伝わる喜びを味わうとともに、相手の話を聞き、その内容を理解し、言葉による伝え合いができるようにする。」についてはどのようにお考えでしょうか。

【柴崎】 これは、領域でいうとまさに言葉だと思います。ここでのポイントは、相手の話を聞き、その内容を理解し、言葉による伝え合いができるということだと思います。現在の幼稚園教育要領では、話すことの大切さが十分に盛り込まれています。しかし、幼児同士が伝え合うことができるようになるためには、話すことのみならず、聞くことも大切なことです。このような改善の方向性がだされました。

幼稚園生活では、教師の話を聞いたり、遊びの中で友達の考えを聞いたり、話を聞く場面がたくさんあります。このような体験を通し

て、幼児は、相手が何を伝えようとしているのか、話の内容に関心をもち注意して聞けるようになることが大切なのです。つまり、耳だけで聞くのではなく、関心をもって相手の話を聞き、理解しようとすることが大事なのです。

今の子どもたちは、家庭でビデオとか本を見ながら言葉を獲得していくことが多いと思います。そうすると、知識としての言葉というのは豊富にありますが、少子化の中、幼児自身がかかわらなくても身近な人が自分のことを代弁してくれて、結果的に幼児自身が言葉で伝える機会を失ってしまうなど、家庭での対話、親子の対話といった体験があまり十分ではない可能性があります。そうすると、相手が何を伝えようとしているのか理解しようとして心を傾けて聞くという体験や伝え合う体験が少なくなってしまうと思います。

近年、コミュニケーション能力の低下が言われています。これは、厳密にいうと、人とかかわる力と言葉の両方が関係していると思います。例えば、自分がおもしろかったことを教師や友達に話すと、真剣に聞いてもらえます。そうすると、相手も同じように話をしてくれます。そういうことを積み重ねながら、だんだんもっと複雑な自分の思いや気持ちを伝え合えるようになるとともに、人とかかわる力も育ってきます。そのことにより、例えば、自分の思いと友達の思いがぶつかったときに、自分の思いを主張するだけでなく、しっかりと友達の思いを聞き、そして理解し、折り合いをつけていくことができるようになっていきます。



**【田河】** 中央教育審議会では、引き続き「生きる力」の理念は重要であるとしています。そのこととも関係するかもしれませんが、「幼児が友達と共に遊ぶ中で、好奇心や探究心を育て、思考力の芽生えを培うことが大切であることを考慮し、幼児一人一人の興味や関心を生かしつつ、友達と共に試したり、工夫したりして、周囲の環境に対する新たな視点に気付いたり、新しい考えが生まれたりするようにする。」についてはどのようにお考えでしょうか。

**【無藤】** 思考力の芽生えについて、今回、学校教育法の中で新たに盛り込ま

れました。もちろん幼稚園教育要領で思考力を規定していないわけではありませんが、特に小学校以上の教育とのつながりを考えたときに、思考力の芽生えというものを幼稚園でどう可能にしていくか、非常に大事なところだと思います。

幼児は一人一人、興味・関心、発想の仕方、考え方などが異なります。自分とは違った考え方をする友達と一緒に遊ぶことを通じて、友達から刺激を受け、新たな視点に気付いたりします。また、友達と一緒に試したり、工夫したりすることによって、互いに刺激し合い、発



想がどんどん広がり、新しい考えが生み出されたりもします。そういう過程の中に思考力の芽生えがあります。思考力の芽生えというと、問題を与えて答えを出させられると思われるかもしれませんが、そうではなく、子どもがふだんの遊びの中で、友達と一緒に周りにあるさまざまなものにかかわっ

ていく、そこに思考力の始まりがあります。つまり、友達と遊ぶ中に思考力の芽生えがあるということです。また、新しい視点に気付いたり、新しい考えを生み出すことにより、考えることの楽しさに気づき、自ら考えようとする意欲が育っていくと思います。



【田河】 「いろいろな遊びの中で十分に体を動かし、その楽しさを感じることや友達と楽しく食事をするなどの食に関する活動を通して、幼児の心身の健やかな成長を増進する。」についてはどのようにお考えでしょうか。文章はそう長くはありませんが、とても大事なことが凝縮されていると思います。

【柴崎】 近年、子どもの体力低下が指摘されていますが、毎日、園庭などで思い切り体を動かすことが楽しかったら、子どもは夢中になって体を動かして遊びます。そうした遊びの中で体を動かす楽しさに幼児が気付くことが大切だと思います。

また、今回の改訂に新しく入ってくる項目として、食育があります。幼稚園ではどのようなことを大事にして食育を指導するのかということになります。例えば、思い切り体を動かした後にはおなかがすくということがあります。また、友達と一緒に楽しみながら食べるということもあります。食事に関しては、いろいろな視点から更に検討していく必要があると思います。



【田河】 「幼稚園での生活の中で、音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と自分なりの表現を培うことが大切であることから、表現する過程など、表現に関する指導を充実する。」についてはどのようにお考えでしょうか。

【無藤】 領域「表現」については、現在の幼稚園教育要領でも、かなり表現の本質を考えてつくっています。実は平成元年以前には、基本的に音楽表現と、図工の表現である絵画製作の2つがありました。しかし、平成元年の改訂の際に、表現方法は、音楽や絵画製作に限らないのではないかという考え方から、現在の「表現」という形になりました。つまり、音楽なら音による表現、絵画製作なら形による表現ですけれども、それ以外にも、身体による表現等、本来、表現とはもっと広いものではないかということです。その根本にあるのは、子どもの感性と自己表現、自分なりの表現です。

今回の改善の方向性は、自分なりの表現をするときに、でき上がりがちゃんとしているというような結果だけでなく、表現する過程自体を子どもが楽しむことをもっと大事にしようというものです。例えば、先生が指導するにしても、子どもが表現しようとしている過程を大切にしながら、環境を構成していくということです。



【田河】 「日々の活動の中で、教師や友達に自分の言動を認められたりしながら、自分のよさに気付くことで、一人一人の幼児が自信をもって行動できるようにする。」についてはどのようにお考えでしょうか。

【柴崎】 とても大事な考え方がここで打ち出されている気がします。ご存じ

のように、幼稚園生活は集団の生活ですから、子ども同士の様々なかかわり合いが考えられます。その中で、子どもによっては遠慮して、自分を出し切れない生活を過ごしている場合もあります。そうした生活のまま学童期を迎えていくと、やはりそこでまたいろいろな課題が出てくると思います。そういった意味では、自分を思いっきり表現してもいいし、思いっきり言葉で自分の思いを伝えてもいいと思います。

そうした中で、周りの教師や友達が、その子のよさに気づき、その子の言動を認めていくことにつながっていくことになります。その子にとってみれば、自分の言動が先生や友達に認められたということになります。このような体験を繰り返していく中で、幼児は自分のよさに気づき、自信をもって行動できるようになっていくのだと思います。この「よさ」もいろいろあると思います。例えば、虫のことをよく知っていて、虫のことだと頼られるとか、とても体を動かすことが大好きで、「ボール遊びであれば何ちゃんだね」とか、そうやって集団の中で自分が認められていくといった体験が大切だと思います。そして、将来的には、社会の中で自分が自信を持って生きていけるというところにもつながっていくのではないかと思います。このことは人とかかわる力を育てる上ではとても大切であり、「人間関係」の領域ととてもかかわりの深い内容だと思います。



## 幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実



【田河】 今までは、社会の変化に対応した幼稚園教育の充実に関する中で「幼稚園での生活の中で、幼児が自己を十分に発揮し発達に必要な体験を得ていくためには、心のよりどころとしての家族とのつながりが

大切であることから、自分が家族から愛されていることを感じられるようにするとともに、その愛情を感じることによって、家族を大切にしようとする気持ちが育つようにする。」についてはどのようにお考えでしょうか。

【無藤】 現在の幼稚園教育要領の領域「人間関係」について、親の愛情に気付き、親を大切にしようとする気持ちが育つようにするという表現があります。それを、家庭のいろいろな状況に対応したり、祖父母が同居していることもありますから、親だけでなく家族というふう言葉を広げたわけです。ここで大事なことは、幼児の心のよりどころとしての家族とのつながりです。つまり、幼児が家族の愛情を感じていれば、幼児は情緒が安定し幼稚園生活の中で自己を十分に発揮することができます。そういう意味では、家族や家庭との関係を幼稚園生活と家庭生活の連続性の中に位置づけ、幼児の幼稚園生活は家族によって支えられているという側面があることを示しています。



【田河】 幼稚園教育専門部会でも、こうした家庭との関係というのは、かなり強調すべきだという議論がありました。次の内容はこのことも関係していると思います。「教師は家庭と連携しながら、個々の幼児の発達の実情等に配慮して、基本的な生活習慣が身に付けられるようにする。」についてはどのようにお考えでしょうか。

【柴崎】 これもやはり家庭との連携を緊密にしていかなければいけないという流れのひとつだと思います。基本的な生活習慣の形成については、現在、領域「健康」で取り上げられていますが、基本的な生活習慣は、まずは家庭で身につけていくものです。そういったことを丁寧に行っている家庭はよいのですが、近年、家庭の教育力の低下が指摘されており、やはり幼稚園でも家庭と連携しながら、幼児が基本的な生活習慣を身に付けられるようにしなければならないということです。幼児の家庭での生活を考慮しながら幼稚園での生活を展開していくことが求められているということです。その際、同時に家庭でも理解を求めていくことでより効果があるのではないかと思います。



【田河】 「保護者との信頼関係を深め、保護者と共に幼児の成長の喜びを共有し、幼児が充実した幼稚園生活を送るためには、保護者の理解と協力が大切であることから、家庭との連携に当たっては、保護者と幼児との活動の機会を設けるなどして、幼児教育に関する理解がより深まるようにする。」についてはどのようにお考えでしょうか。

【無藤】 この項目は、幼稚園での生活と家庭での生活の連続性を最もよく表していると思います。これまでの幼稚園教育要領でも、指導計画作成上の留意事項の中に、家庭との連携を十分に図るということがあります。この内容も、幼稚園での生活と家庭などでの生活の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実の中に位置づけられています。この幼稚園の生活と家庭の生活の連続性というのは、単に、幼児の生活の時間的な流れが書いてあるというのではなく、幼稚園と家庭とが相互に支え合い、刺激しあって、互いにより質の高い教育を行うことを目指すものです。そういった意味では、より積極的に、家庭と幼稚園が協力しようというものになると思います。これは、教育基本法でいう「幼児期の教育」という考え方が、家庭、地域、幼稚園の3者の連携の上で考えるということを打ち出したことを受けていると思います。

改善の方向性の具体的な内容はというと、保護者の方に幼児期の教育を理解してもらおうということです。幼稚園での幼児の生活や



成長の様子というものを家庭に知らせていき、家庭と幼稚園が相互に理解し合う中で協力体制をつくっていくこととなります。そして、さらに注目すべきことは、保護者と幼児との活動の機会を設けるということを具体的に書き込んであることです。これは、よく「保育参加」という言い方で、もう既にかなり広がってきている実践でもあると思いますけれども、

単に保育参観とか、個別の面談にとどまるのではなく、幼稚園生活の様子や幼稚園教育そのものを保護者がいわば体験的に知り、理解

していこうということです。

そういう意味では、保護者と幼稚園というものが相互に連携することになるので、やはり今後の幼稚園のあり方を示唆する意味で、非常に重要な項目ではないかと思います。



【田河】 そうですね。保護者と幼児との活動の機会というのは、保護者にとって幼稚園教育、さらにはもっと広い意味での幼児期の教育を理解するよいきっかけになるのではないかと思います。



## 子育ての支援と預かり保育の充実



【田河】 「平成19年6月の学校教育法の一部改正により、子育ての支援及び地域の実態や保護者の要請等により希望者に対し行う教育活動である預かり保育が位置付けられたことを踏まえ、幼稚園教育要領における位置付けを見直す。」についてはどのようにお考えでしょうか。

【柴崎】 これは、子育ての支援や預かり保育が学校教育法に位置付けられたことを踏まえ、幼稚園教育要領でももう少ししっかり書くべきではないかということです。預かり保育や子育ての支援というのは、ほんとうに多くの幼稚園で実施されてきていますが、預かり保育については、「地域の実態、保護者の要請等により、希望者に対して行う教育活動である」としており、義務的に行うものではなく、まさに地域の実態等に応じて行うという趣旨がこめられています。



【田河】 「保護者の子育てについての理解を深め、家庭や地域の教育力の向上を図る観点から、子育ての支援については、相談に応じたり、情報を提供したり、保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の

機会を提供するなど、保護者や地域の人々に機能や施設を開放するとともに、園内体制の整備に配慮しつつ、関係機関との連携を図り、地域の幼児教育のセンターとしての役割を果たすよう努めることなどについて、教育課程その他の保育内容に関連する事項として位置付けるものとする。」についてはどのようにお考えでしょうか。

【無藤】 ここでは、かなり具体的な内容が書き込まれていることが特徴だと思います。

例えば、家庭や地域の教育力の向上を図る観点ということで、目的が明示されています。そして、具体的な活動として、相談、情報提供、保護者・親子登園、保護者同士の交流と、4点挙げています。これらは例示ですので、各幼稚園が幼稚園の実態や地域の要望等に応じ、可能な範囲でやってほしいということになります。

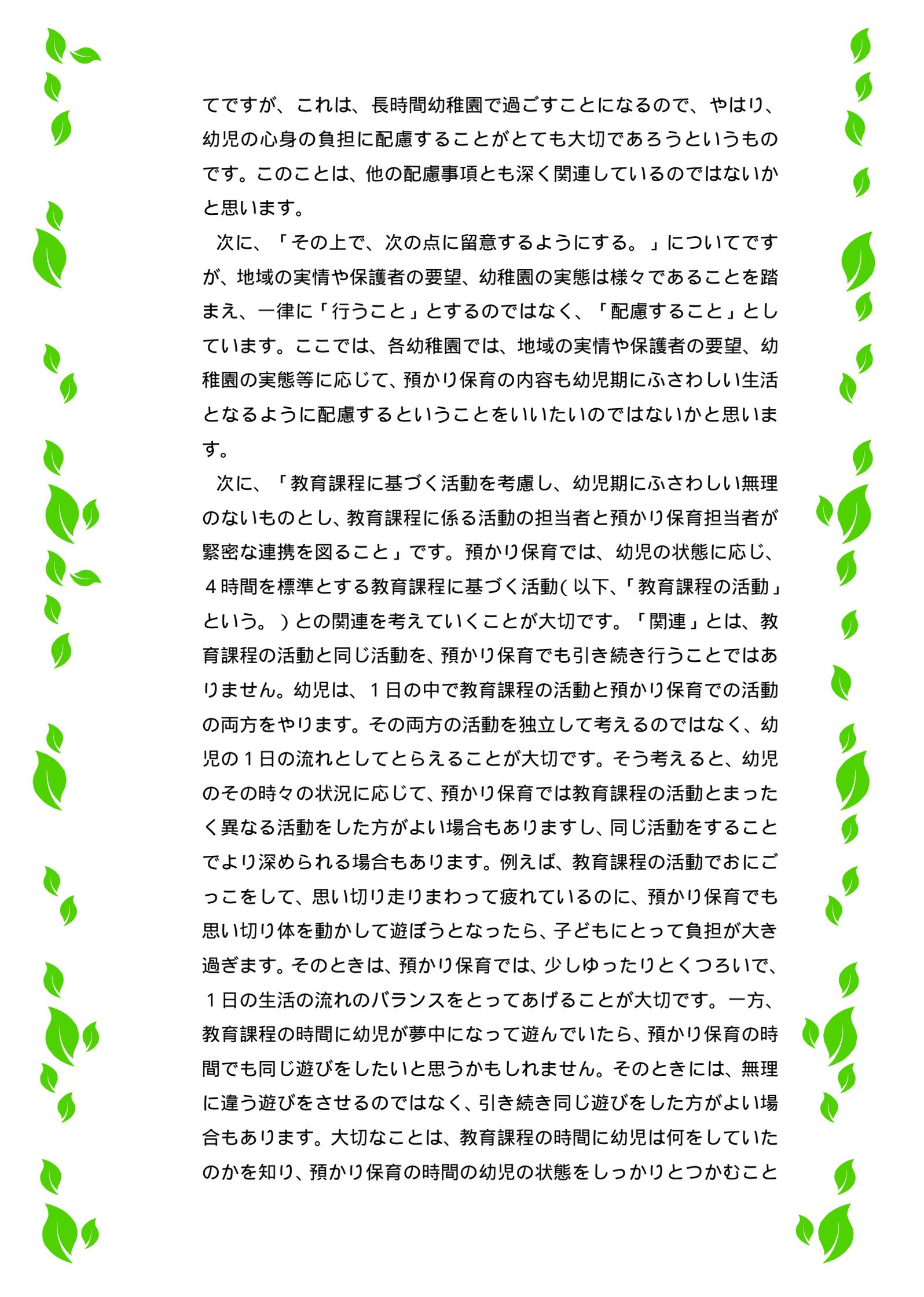
また、園内体制の整備への配慮や関係機関との連携についても触れています。これは、子育ての支援が大切であることのあらわれだと思います。もちろん、子育ての支援は、学校教育法においては、全ての幼稚園がやるような義務づけではなく、努力義務になっています。これは、やってもやらなくてもいいという意味ではなくて、かなり頑張ろうという意味になってきたと思います。



【田河】 預かり保育ですが、これは小項目ごとにお話をききたいと思います。「預かり保育については、幼児の心身の負担に配慮することが必要である。」これについてはどのようにお考えでしょうか。また、「その上で、次の点に留意するようにする。」として、まず、「教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとし、教育課程に係る活動の担当者と預かり保育担当者が緊密な連携を図ること」としてしています。これについてはどのようにお考えでしょうか。

【柴崎】 この預かり保育については、実施されてから10年ぐらいたちますけれども、随分いろいろな園で実施するようになり、そこでの経験が随分蓄積されつつあると思います。そのことを前提にして書かれた内容のような気がします。

まず、「幼児の心身の負担に配慮することが必要である。」につい



てですが、これは、長時間幼稚園で過ごすことになるので、やはり、幼児の心身の負担に配慮することがとても大切であろうというものです。このことは、他の配慮事項とも深く関連しているのではないかと思います。

次に、「その上で、次の点に留意するようにする。」についてですが、地域の実情や保護者の要望、幼稚園の実態は様々であることを踏まえ、一律に「行うこと」とするのではなく、「配慮すること」としています。ここでは、各幼稚園では、地域の実情や保護者の要望、幼稚園の実態等に応じて、預かり保育の内容も幼児期にふさわしい生活となるように配慮するというをいいたいのではないかと思います。

次に、「教育課程に基づく活動を考慮し、幼児期にふさわしい無理のないものとし、教育課程に係る活動の担当者と預かり保育担当者が緊密な連携を図ること」です。預かり保育では、幼児の状態に応じ、4時間を標準とする教育課程に基づく活動(以下、「教育課程の活動」という。)との関連を考えていくことが大切です。「関連」とは、教育課程の活動と同じ活動を、預かり保育でも引き続き行うことではありません。幼児は、1日の中で教育課程の活動と預かり保育での活動の両方をやります。その両方の活動を独立して考えるのではなく、幼児の1日の流れとしてとらえることが大切です。そう考えると、幼児のその時々状況に応じて、預かり保育では教育課程の活動とまったく異なる活動をした方がよい場合もありますし、同じ活動をするのでより深められる場合もあります。例えば、教育課程の活動でおにごっこをして、思い切り走りまわって疲れているのに、預かり保育でも思い切り体を動かして遊ぼうとなったら、子どもにとって負担が大き過ぎます。そのときは、預かり保育では、少しゆったりとくつろいで、1日の生活の流れのバランスをとってあげることが大切です。一方、教育課程の時間に幼児が夢中になって遊んでいたら、預かり保育の時間でも同じ遊びをしたいと思うかもしれません。そのときには、無理に違う遊びをさせるのではなく、引き続き同じ遊びをした方がよい場合もあります。大切なことは、教育課程の時間に幼児は何をしていたのかを知り、預かり保育の時間の幼児の状態をしっかりとつかむこと

です。そのためには、教育課程の時間を担当する教師と預かり保育を担当する教師の緊密な連携が必要です。例えば、教育課程の活動として幼児が何をしていたのか知っていると、預かり保育では別の遊びを工夫することができます。また、教育課程担当の教師から、幼児はどろんこ遊びをして遊んでおり、もっとどろんこ遊びをしたいようだと聞けば、預かり保育でも引き続きどろんこ遊びができ、幼児は充実感や満足を味わうことができます。このように、教育課程の時間を担当する教師と預かり保育を担当する教師が引き継ぎをすることで、幼児の状態に応じた預かり保育の活動を展開することができます。

また、教育課程の時間を担当する教師と預かり保育を担当する教師と一緒に話し合い、幼児一人一人について共通理解を図ることが大切です。一般に、幼稚園と家庭との連携が大切であると言われています。これは、教師は、幼児の家庭での生活を知ることにより、個々の幼児に対する理解が深まり、よりきめ細やかな対応が可能となるからです。そのためには、当然、教育課程の時間の担当者と預かり保育の担当者との緊密な連携が必要になります。教育課程の担当者と預かり保育の担当者の共通の幼児理解のもと、連携して教育を行うことが大切です。



【田河】 「家庭や地域での幼児の生活を考慮し、預かり保育の計画を作成するとともに、地域資源を活用した体験ができるようにすること」についてはどのようにお考えでしょうか。

【無藤】 ここでは、預かり保育の計画を作成することを述べています。預かり保育は、教育課程外の教育活動として位置づけています。教育活動ということは、当然、その活動についてのねらいと計画があるということです。毎日大体どういうことをするかということを計画するのはもちろんのこと、それだけではなく、ある種のねらいを実現しようとするのを伴うものです。

ただし、幼児教室のようなことをどんどんやりなさいという意味ではありません。「家庭や地域での幼児の生活を考慮し」と述べているとおり、預かり保育は、普通は午後から夕方ぐらいの時間だと思いま

す。そうすると、多くの家庭では、幼稚園から帰って家庭の中でゆったり過ごしたり、おやつを食べたり、公園に行き遊んだり、近所のお兄さんお姉さんと一緒に遊んだりしています。このような家庭や地域での体験も、幼児の健やかな成長のためには必要な体験です。ですから、家庭や地域で幼児がやりそうなことを考えながら預かり保育の計画をつくって、行うことが大切です。そのときに、家庭や地域で幼児がやりそうなことを幼稚園の中でやるのが難しいこともありますので、保護者など、地域の方の協力を得て家庭的な雰囲気をつくったり、地域の公園に行ったりなど、さまざまな工夫をしてみたいかがかと思います。



【田河】 「家庭との緊密な連携を図り、保護者が幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるよう、情報交換に努めること」についてはどのようにお考えでしょうか。



【柴崎】 この預かり保育が全国に広がっていく過程の中で、随分危惧されたことがあるわけです。それは何かというと、幼稚園に長時間幼児を預けることで、保護者の子育てに対する意識が低下してしまうおそれがないだろうかというものです。「審議のまとめ」の中の「幼稚園での生活と家庭な

どでの生活の連続性を踏まえた幼稚園教育の充実」の中で、「幼稚園での生活の中で、幼児が自己を十分に発揮し発達に必要な体験を得ていくためには、心のよりどころとしての家族とのつながりが大切である」と述べられているとおり、幼児は家族からの愛情に支えられて成長していくのです。幼児の健やかな成長のためには、幼稚園と家庭との連携や、幼稚園と保護者がともに子育てをしているというお互いの意識が大切なのです。そのために、幼児の家庭での過ごし方や幼稚園での幼児の状態等について情報交換などを行うことが必要になりま

す。そして、情報交換などを通じて、保護者の子育てに対する意識が高まっていくことが大切だと思います。

そのことによって、家庭では幼稚園にいる間のことのいろいろわかるし、今の子どもの状態もわかります。また、幼稚園は、幼児の家庭での過ごし方を知り、それを踏まえた上で預かり保育の活動を展開することができます。そして、家庭と幼稚園がうまくつながって、子育てをみんなでやっているという意識が高まっていきます。



【田河】 「地域の実態や保護者の事情とともに幼児の生活のリズムを踏まえつつ、実施日数や時間等の弾力的な運用に配慮すること」についてはどのようにお考えでしょうか。

【無藤】 預かり保育については、実施日数が週に1回だったり4回だったり、終了時間が4時だったり6時だったりなど、地域の実態や保護者の事情に応じて様々です。ですので、実施日数や時間等は国が一律に決めるのではなくて、地域の実態等に応じて行った方がよいと思います。しかし、実施日数や実施時間等を決める際に大事な点があります。それは、幼児の生活のリズムです。例えば、一般的に、幼児は夕方になれば食事をとり、早く寝てしまうわけですが、遅い時間まで幼稚園で預かり保育を行うことは、幼児の生活リズムを考えたときに、適切といえるのでしょうか。預かり保育は、幼児の健康な生活リズムを考慮した運用が大切です。



【田河】 「適切な指導体制を整備した上で、幼稚園の教師の責任と指導の下に行うこと」、「なお、地域の実態等に応じて、長期休業中などの休業日においても活動が行われる場合もあることに留意する。」についてはどのようにお考えでしょうか。

【柴崎】 今、実際に預かり保育をしている幼稚園では、それなりの体制を整えて取り組んでいると思います。非常勤の方を預かり保育の専任として配置している幼稚園も増えてきていると思います。非常勤で預かり保育の専任の方を配置した場合には、その幼稚園での体制整備が大切

です。預かり保育は幼稚園の活動ですから、幼稚園の教師の責任と指導のもとで、非常勤の方が預かり保育を担当するということになります。

また、預かり保育は幼稚園の教育活動ですので、幼稚園の教諭資格を持っている方が担当することが望ましいと思いますが、幼稚園の教諭資格を持っている方しか担当できないというのなかなか難しいのではないかと思います。そのような場合には、例えば、子育て経験のある方の協力を得ることなども考えられます。

いずれにしても、幼稚園の教師が直接預かり保育を担当しない場合であっても、幼稚園の教師の責任と指導のもとで行うことが大切です。



## その他



【田河】 最後に「学校教育法における幼稚園の目標規定の改正を踏まえ、幼稚園教育要領における幼稚園教育の目標の規定の必要性を見直す。」についてはどのようにお考えでしょうか。

【無藤】 現在の幼稚園教育要領の総則には「幼稚園教育の目標」があります。このたび、学校教育法の改正があり、幼稚園の目標が見直されましたので、幼稚園教育要領の目標の規定が必要かどうか見直す必要があるのではないかというものです。今回、学校教育法に幼稚園教育の目標が丁寧に書かれていますので、同じことを幼稚園教育要領でもう一度規定するのはいかがなものかということです。

【田河】 ありがとうございました。

以上で、「審議のまとめ」については終わります。





## 保育所保育指針について



【田河】 今、保育所保育指針についても検討が進められています。柴崎先生は、この検討会のメンバーでもありますが、保育所保育指針との関係はどのようにお考えでしょうか。

【柴崎】 今回の保育所保育指針の改定は、かなり大きな改定になっていると思います。これまでは局長の通知でしたが、「保育所保育指針」改定に関する検討会では、大臣告示となることを前提に検討が進められています。そういった意味で、保育所保育指針が注目されているのだと思います。

幼稚園と保育所は、もちろんその設置の目的は違いますが、就学前の子ども達が通っているという点では同じです。そのため、従来から、幼稚園教育要領と保育所保育指針の教育内容の整合性を図ってきましたが、今後も、引き続き図っていく必要があると思います。



【田河】 保育所保育指針では、昨年の教育課程部会の審議経過報告も参考に議論していると聞いています。また、柴崎先生をはじめ、両方の検討組織に入っている方は、ある意味両方つなく役割を果たしていただいていると思っています。

ただ、保育所保育指針のほうは、中間報告で具体的な告示の案も示しているので、幼稚園教育要領はどうなっているのかと聞かれたりします。幼稚園教育要領に関しては、今、中央教育審議会でも議論されており、11月7日にこの「審議のまとめ」がとりまとめられたところです。そして、「審議のまとめ」について、広く国民の皆様から意見募集を行い、答申がまとめられる予定です。この答申を受け、年度内に告示をする予定としております。



## 認定こども園について



【田河】 今回、幼稚園教育要領が変わるが、では認定こども園の教育内容はどうなるのかということを知りたいのですが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

【無藤】 認定こども園というのは、認定こども園の解説を読んでいただければわかりますけれども、実際には、幼稚園または保育所、あるいは幼保連携なら幼稚園と保育所の合体ですから、認定こども園の看板をとっていただくと、幼稚園、保育所が見えます。ですから、そこについては当然ながら幼稚園教育要領と保育所保育指針がそれぞれ適用されていますので、改訂されれば自動的に幼稚園、あるいは保育所として新しいところでやっていきます。

ただ、それとともにもう一つ、多分、多くの方が気にしているのは、多くの認定こども園の場合には、幼稚園と保育所のそれぞれに属する子どもは、一応、書類上区別されていても、クラスとしてまとめるという場合が結構あるのだらうと思います。そういう場合、どうすればよいのかということになりますが、実際に幼稚園児と保育所の幼児と一緒に活動するということは、つまり、それは通常9時から1時ぐらい、幼稚園がカバーしている時間帯ですよ。

それは、実は幼稚園教育要領と保育所保育指針の共通部分というのが、幼児教育部分として、それぞれすり合わせてつくられるわけけれども、それが当てはめられているところですから、特別にそこで幼稚園と保育所のミックスの指針をつくられて困るということはないはずです。つまり、認定こども園で共通にやるであろう活動は、もともと幼稚園教育要領と保育所保育指針をすり合わせて、ほぼ同一にしてあるということで、特にご心配は要らないのではないかと思います。



【田河】 幼稚園教育要領と保育所保育指針についての共通理解が一層深まっ

たと思っておりますので、そういう面でも認定こども園の効果があつたのかなとも思っております。

認定こども園法上、認定こども園であるものはすべて学校教育法に定める目標、幼稚園の目標を達成することとなっておりますから、先生がおっしゃられるように、自動的になっていくのかなとも思っております。



## 特別支援教育について



【田河】 特別支援教育についてはどのようにお考えでしょうか。

【柴崎】 今回の審議のまとめにもちょっとふれていますけれども、幼稚園、小学校、中学校、それから高等学校もそうですが、そこに障害のある子どもがいる場合には、必要に応じて個別の指導計画の作成や、個別の教育支援計画の策定を行うと述べられています。幼稚園でも現在、個々の障害に応じて必要な配慮をしていますが、より一層きめ細やかな指導をしていくため、個々の障害のある幼児に応じた指導計画をつくるのが大切になると思います。また、幼稚園から高等学校卒業までを見通した教育の支援を行っていくためには、家庭や医療機関などの関係機関との連携も大切になると思います。



【田河】 ありがとうございます。幼稚園教育要領の改善の方向性について、お二人からいろいろなお話をおききました。しかし、大切なのは単にどこが変わるのかではなく、幼稚園教育要領全体としてどうなるのかということ、また、どのように幼稚園の現場で生かされていくのかということです。今後の教育課程部会では引き続き審議を進め、来年1月頃中教審として答申を取りまとめる予定ときいています。文部科学省では、中教審の答申を踏まえて幼稚園教育要領を年度内に改訂す

る予定としております。このたびの座談会は「審議のまとめ」について、これまでの幼稚園教育専門部会での議論などを踏まえ、改善の趣旨や目的なども含めた形で、幅広い視点から、お二人にお話いただきました。幼稚園教育要領は大綱化しており、その目的や例示に至るまで、全ての内容が盛り込まれるとは限りません。また、幼稚園教育要領が具体的にどのようなようになるのかについては、今後の中教審での議論等を踏まえる必要もあります。しかし、その基本的な理念はしっかりと考えていく必要があると思います。

なお、来年度には、解説書を作成したり、新しい幼稚園教育要領の周知のための説明会を開催したりする予定です。



## 今後の幼稚園教育について



【田河】 最後に、今後の幼稚園教育への期待を一言ずつお願いしたいと思います。



【無藤】幼稚園教育というものが、より幼稚園らしさを発揮していく必要があると思います。今回、保育所保育指針が告示化されるということで、幼稚園と保育所というのはかなり近接してきたと思います。しかし、あくまで幼稚園は幼稚園として、その中で頑張るんだというときに、では何をしたらいいのかということになります。そのためのヒントのようなものが今回の改善の方向性に盛り込まれたと思います。

そういう意味では、そこを読んでいただいて、自分の幼稚園で特にしっかりやるべきことは何かをくみ取っていただきたいと思います。その一つとして、小学校との連携、幼稚園らしくありながら小学校につながるというのはどうやったらいいかのということを具体的に考えてほしいと思います。

もう1つは家庭との連携です。保育参加などいろいろなことが出ていましたけれども、これも幼稚園らしさという意味で、非常に重要なところかなと思いました。



【田河】 では柴崎先生、どうぞお願いします。



【柴崎】 私は今回、保育所保育指針改定に関する検討会にも参加しており、ほんとうに勉強になった気がします。これまでは、幼稚園、保育所、小学校という3つの機関の連携が、必ずしもうまくいっているとは言えなかったという気がします。現在でも課題はたくさんありますが、今回の改訂は、これらの機関の壁をなくし、連携、協力に変えていくという可能性を秘めているという気がします。

幼稚園と保育所は競い合う施設ではありません。

内容としては共通するものがたくさんあります。もちろん目的が違いますから、それぞれの施設を選ぶ保護者も違います。共通点と異なる点をしっかり意識した上で、それぞれの役割を果たしていくことが大切だと思います。そのことによって、今度は小学校と両施設がどう接続するのかということが明確になってくるわけです。

保護者は、「幼稚園にしようか、保育所にしようか、保育所のほうが長い時間だからいろいろやってくれそうだよ」というように、何か明確な子育て意識を持たないまま、施設を選んでいることもあるのではないかと思います。

しかし、保護者自身が、どういう段階にはどういうところがいいのか、それが将来にわたってどういう教育につながっていくのかを明確に意識してほしいし、子どもたちも幼児期を十分に体験して、自信を持って成長してほしいと思います。幼稚園、保育所、小学校の壁をなくし、3者が連携して、地域の子どもとして守り育てるという意識の变革につながってほしいと強く願っています。

